

	論点の項目	議論時期	委員から提起された意見	現時点における市の方針／実施状況	委員意見と市の方針が異なる場合、その理由
児 童 相 談 所	組織体制	第1回	奈良市の人口規模だからできる介入後の支援を検討していく必要がある	地区担当制を採用し、あらゆる種別の相談、軽度～重度の相談に対して、切れ目なく支援をする。	
		第2回	基礎自治体として児童相談所を設置する上では、児童相談所と総合支援拠点を統合する方が良い。	児童相談所機能と総合支援拠点機能を全て統合した組織とし、相談種別や重症度に関わらず1つの課で担当する。	
			被虐待児童対策地域協議会の調整機能機能をどこが担うのか。位置づけを明確にしなければならない。	被虐待児童対策地域協議会の調整機能は相談支援係が担当する。ただし事務は別の課が担当する方向で検討している。	
			県一市で行っている二重構造のロスを解消するために、重複する部分の整理を検討しなければならない	二重構造とならないよう、全ての相談や通告は相談支援係で一括で対応する。移譲または連携していく業務を整理調整し、効率的に業務を行う。	
			初期対応部門（トリアージ）では通告ケースの困難さや抱えている課題を見分けて、分野別に振り分けなければいけないため、知識・技量のある職員を配置することが必要である。	原則、初期対応からその後の支援・相談を一連の対応として組織対応する予定。介入を含め、初期対応については、ケース担当を持たないS V・弁護士・警察経験者等のチームを構成する方向で検討中。	
		こども支援において実施されるタスクを全て定義し、行政職員の専門性が必要なものについては児相で実施し、そうでないものは外部団体に委託する。	奈良県に研修のために派遣した職員により業務タスクをリスト化しており、奈良市が児童相談所を設置した際に業務遂行のベースとなる物を作成している。委託することで効果が見込めると考えられるものについては、業務委託を検討する。	外部委託については、初年度は基本的には市で行い、ノウハウを習得したうえで、外部委託する業務を検討していく。	
		第3回	課題を有した児童の治療的役割を果たすことができる「クリニック的機能」の強化が必要になる	（仮称）子どもセンターとして発達センターの親子教室なども連携することによって、日常生活に課題のある子どもとその保護者に対して療育を通してサポートする体制を作る。	発達に課題のある子ども、家庭への支援は、これまでの療育相談、ペアトレとあわせて、医師による診断機能も検討する。
			児童相談所部分と支援拠点部分をすべて一括で担当することになれば、国の示す基準よりも1人当たりのケース数を減らし、手厚い人員配置になるよう配慮が必要である。	国の示す1人あたり40ケースは、都道府県型の児童相談所の基準であると考えられるため、市の児相として適正な担当ケース数を考慮し、人員配置を検討する。	市として要支援や、相談等を含めた1人あたりの対応件数を検討する。
			里親に対して適切な時期に適切なフォローが出来るような体制整備と手厚い人員配置が必要	ケース担当とは別に里親支援の担当者を設置し、里親家庭のフォローを行えるようにする。	
			児童相談所の相談部門とマネジメント部門（事務担当）は分けた体制を整えておく必要がある	自己負担金の徴収や要対協実務者会議等の事務は、相談部門とは別の課が担うことを検討中。	
	第4回	緊急対応は複数人チームで対応していく体制を整えるべき	主担当と副担当にし、かつケース担当を持たないフリーの係員を配置することで、複数人体制で対応できるようにする。SV等による緊急対応チーム体制を検討。		
		初期調査担当部門を置き、短い期間で終われるようなケースも担当出来れば、相談支援担当の負担が減るのではないか。	短期間で終われるようなケースは嘱託職員がメインで担当するなどの役割分担を図る。	組織が大きくなることが懸念されるため、初期調査部門を独立させることは難しい。比較的軽度の短期で終われるケースについては嘱託職員が担当するなど、相談支援課の担当者が負担にならないように検討する。	
		初期調査は経験のある職員が望ましく、人手が必要なため、フリーで動ける人を何人か確保しておく。	初期の判断を行える職員は、県からの人事交流を含めて検討している。また初動の体制として、ケースの担当に属さない、フリーの職員の配置を検討する。		
		ケースの担当者だけでは日々の業務に追われ、施設入所児童への対応まで出来ない場合があるため、施設に入所した児童のケアや家族再統合の調整を担当する部門があると良い。	施設入所の児童とは継続した関係の構築が必要であり、施設担当者と共にケース担当者が継続した対応が望ましいと考える。	施設入所児童への支援に特化した部署を設置することは組織規模からも難しい。そのため、施設入所児童支援や家族再統合の担当職員を配置し、ケース担当と連帯して支援にあたる。	
		社会的養護出身者の自立支援機能を児童相談所に置く	社会的養護出身者等への自立支援については、関係機関との連携体制の構築を目指す。	組織の規模から自立支援機能の充実を自前で図るのは困難。関係機関との連携体制構築で充実を目指す。	
		治療的な機関として、心理療法や家庭支援を行える専門職を安定的に雇用する必要がある。	必要な専門職の確保について担当課と調整していく。	児童相談所業務に必要な職員の確保については、人事部署と協議するとともに、専門的知識取得のために研修等も検討していく。	
	職員採用	第1回	児童相談所で働いた経験のある人の採用も積極的に行う。	必要な専門職の確保について担当課と調整していく。	特に市で養成できない専門職の確保について人事部署と協議をしていく。
		第3回	弁護士としての経験年数が一定あり、相談した際のレスポンスが速い弁護士の確保が必要	弁護士の配置は必要であると認識しており、児童福祉に精通している弁護士を確保するため、弁護士会等と協議していく。	
			弁護士はどれだけの業務量をこなすか、どのような役割を担うかで常勤か非常勤かを検討する。	常勤が望ましいと考えているが、その配置等については人事部署と協議していく。	
		第4回	県からキャリアのある職員を人事交流してもらえようお願いします。	奈良県とは、開設前の平成32年度からの人事交流について協議したいと考えている。	奈良県でも経験年数豊富な職員は数少なく、人事交流は調整が必要。
専門職の育成	第1回	各地の児童相談所ごとに取り組み方も異なるので、色々なところ研修に行くが良い。	次年度は奈良県だけでなく、堺市や三重県等の他の自治体への派遣および児童福祉施設への研修についても検討している。		
研修体制	第2回	継続した体制を維持できるような人材養成するために、キャリアアップのステップを検討する。	職員研修については、奈良県との連携した研修の実施や外部機関の研修にも積極的に参加できるよう必要な調整を進めていく。		
		24時間体制の職場で、職員の生活をどうサポートしていくのか	時差出勤による勤務時間の調整等、他都市の状況を参考に、働きやすい職場環境を検討し、人事部署と協議する		
		児相職員が人事異動で様々な部署を経験し、その後児相に戻ってきて、経験したことを児相業務に生かせるような体制を構築することが望ましい。	人事異動のサイクルや配置について人事部署と協議する。		
	第4回	職員のスキルアップやキャリアアップのために、大学・大学院とコラボレーションしていく	職員研修や児相業務へのアドバイス等、関係機関と連携していく。		
建物	第4回	内部と外部の接点に留意した動線等の検討、相談室はプライバシーの保護と安全性の両面を考慮した防音性とする	利用者・職員の目的や、心情に配慮した施設や設備を検討する。		

	論点の項目	議論時期	委員から提起された意見	現時点における市の方針／実施状況	委員意見と市の方針が異なる場合、その理由
一時保護所	組織体制	第2回	アセスメント機関として短い入所日数で児童の行動や様子をきちんと観察し、次の支援を考えられる体制を作る	「一時保護ガイドライン」等を基に、それぞれの子どもの状況に応じた支援や診断等が行える職員、業務体制を検討する。	
		第4回	庶務係と保護係を管理する長は、それぞれに配置した方が良い。	主に事務を業務とする総務担当と、一時保護所を所管する保護担当を設けるよう検討する。	
	人員配置	第2回	夜間の職員体制について、多くの正規職員を確保し、職員の男女比率を同程度に合わせた体制で対応していく	正規職員を一定数確保し、男女比率も考慮した夜間体制を検討するとともに、人事部署と職員配置を検討する。	
		第3回	なるべく短い期間でアセスメントを行い、次の支援につなげられるように、職員を適正に配置する必要がある	入所児童の処遇に対応できるよう、夜勤体制を考慮しながら人員を配置する。	専門的な知識、経験のある職員を奈良県との人事交流や関係機関への派遣研修等により確保を目指す。
	建物	第2回	感染症に罹患した児童を保護できるように、静養室を確保しておく	個別的対応が出来るよう、トイレ・シャワーを付設した静養室の整備を検討する。	
		第2回 第3回	個別化への対応の一方で、1人だと不安になる児童もいるので、それにも対応できる建物の構造とする	基本的には個室利用とするが、各部屋はゆとりをもたせた広さとし、きょうだい等複数にも対応できるような構造を検討している。	
		第2回 第3回	セキュリティやプライバシーの保護を考慮し、外部の方が直接一時保護所へ入ることが出来ない構造や外部から見えない構造とする	安全確保と閉鎖性を感じさせない施設を前提とし、周辺環境に配慮した外観やセキュリティ・プライバシーを考慮した一時保護所の構造を検討する。	
		第4回	グラウンドの整備についても、周囲の視線に配慮することに加えて、他の施設から聞こえてくる音（親子の遊んでいる声）などに配慮する必要がある	一時保護所へのグラウンドを付設するとともに、セキュリティやプライバシーに配慮した整備を検討する。	
	関係機関との連携	第2回	学校や警察、地域のNPOとの関係会議を適切に行うなど、連携が必要不可欠である。	これまでの要対協における連携体制をもとに、必要な情報の共有や連携を確実にできる体制整備を進めていく。	
		第4回	児童の自立支援について民間企業などとパイプのある専門性のあるコーディネーターなど様々な関係機関を含めて支援していける仕組みづくりを構築する	児童相談所がかかわる子どもや家庭に対して、地域社会の支えが必要不可欠であり、連携体制の構築を検討していく。 また、民間等への委託により効果が見込める業務については、業務委託を検討する。	
社会的養育	第1回	一時保護は社会的養育の入り口であり、児童が継続して学校に通えるようにするために、学区内で一時保護委託できる環境を整える	子どもの権利擁護を前提とし、学習を含め子どもへの制限が最小限となるよう、一時保護所での支援や、一時保護委託の環境整備に取り組んでいく。		
	第3回	奈良市内に児童養護施設の分園があることが望ましい	奈良県や各施設の状況等を把握し、関係機関等を協議・検討していく。		